

第 6 章

施策No.

6-2

男女共同参画社会の形成

▼政策目標

6 市民と共に歩むうわじま

▼施策

6-1 人権尊重社会の確立

6-2 男女共同参画社会の形成

6-3 コミュニティの育成

6-4 市民と行政との協働体制の確立

6-5 自立した公共経営の推進

▼施策の内容

6-2-1 男女共同参画社会の実現に向けた体制の整備 P220

▼主要事業

男女共同参画基本計画策定事業

男女共同参画推進本部事業

6-2-2 男女共同参画社会の形成の促進 P220

男女共同参画推進事業



2 男女共同参画社会の形成

施策の方針

すべての人々が個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる男女共同参画社会を実現させるために、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成が促進されるよう施策の推進を図っていきます。

現状と課題

男性も女性も、すべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が求められています。国では、平成17年に第二次男女共同参画基本計画を策定し、これまでの取り組みに加え、仕事と家庭・地域生活の両立支援（特に男性も含めた働き方の見直し）や女性のチャレンジ支援、また、より一層幅広い分野における男女共同参画の必要性等を示しています。

本市では、男女共同参画社会の早期の実現を目指し平成18年に男女共同参画推進条例を制定するとともに、平成19年から男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画の策定に着手しています。

今後は、多くの市民の声を反映した基本計画づくりにまい進し、実効性のある総合的な計画を策定するとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に関する施策の推進を図っていく必要があります。

● 施策の内容

6-2-1 男女共同参画社会の実現に向けた体制の整備

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画基本計画の策定を図るとともに、情報提供の充実や学習・研修機会の提供など多彩な事業の展開を通じて意識改革を進め、市、市民、事業者、県及び国による協働体制を構築します。

男女共同参画基本計画策定事業

主要事業

男女共同参画推進本部事業

6-2-2 男女共同参画社会の形成の促進

男女共同参画基本計画に基づき、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成が促進されるよう施策の推進を図ります。

主要事業

男女共同参画推進事業